

松戸市建設工事制限付き一般競争入札（事後審査型）の実施について

財務部 契約課

次のとおり制限付き一般競争入札（事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

また、本入札は電子入札システム（ちば電子調達システム）を使用して、電子入札の方法により執行する。

※本工事は、「松戸市労働環境調査モデル工事試行要綱」に基づく労働環境把握の調査を行う工事である。詳細事項については「松戸市労働環境調査モデル工事試行要綱」を参照すること。

※本工事は、「松戸市建設工事週休2日制適用工事実施要領」に基づく週休2日制適用工事である。

原則として土日祝日は作業を休止すること。

発注方式は「発注者指定方式」とする。

予定価格には4週8休達成相当の経費を補正している。

その他詳細事項については「松戸市建設工事週休2日制適用工事実施要領」を参照すること。

記

- 1 工事名称 千駄堀ずい道補修工事（R7）
- 2 工事場所 松戸市千駄堀1059番地先
- 3 工事期間 契約締結日の翌日から令和8年3月27日まで
- 4 工事概要 工事延長 L=102.1m
1. 剥落防止工……………1式
2. 導水樋取替工……………1式
3. 仮設工……………1式
- 5 予定価格 金 101,500,000円（税抜き）
- 6 低入札価格調査基準価格あり ・ 失格基準価格あり（税抜き）

※積算は松戸市低入札価格調査実施要綱による。

- 7 工事担当部課 建設部 道路維持課

連絡先 047-366-7358

- 8 入札参加資格要件

入札参加者は、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出された書類については書換え、引換え等することは原則できないので、確認してから申し込むこと。また、資格要件を満たしていない者が入札に参加しても落札することはできません。

- (1) 令和6・7年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載されている者のうち、本工事の公告の日から落札者決定日までの間、松戸市建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (2) 令和6・7年度土木一式工事の格付けがAランクであること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の特定建設業又は一般建設業の許可を受けていること。

※ 下請総額5,000万円以上となる場合は、特定建設業の許可を受けていること。

- (4) 松戸市内に本店を有すること。
- (5) 技術者は次に掲げる要件を満たし配置できること。
 - ア 専任できる主任技術者又は監理技術者を配置すること。（ただし、下請総額が5,000万円以上の場合は監理技術者に限る。）
※建設業法第26条及び同法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の規定に基づき技術者を配置すること。
 - イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者
 - ウ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の配置技術者は専任とし、現場代理人との兼任は認めない。
 - エ 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約において、松戸市低入札価格調査実施要綱第6条第9号の要件に該当する場合は、配置技術者の1名増員を義務付ける。
- (6) 現場代理人の兼任を認める工事について
本工事は、「松戸市建設工事の現場代理人及び主任（監理）技術者の配置に関する事務取扱要領」に基づき、現場代理人の兼任対象外工事とする。
- (7) 過去10年以内に工事が完了し、引渡しの済んだ公共工事で、ずい道工事（カルバート工事）を元請けとして施工した実績を有すること。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
 - ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本工事の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者
- (9) 社会保険等の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

9 申請に関する事項

入札参加を希望する者は、次のとおり申込みをすること。

(1) 申請期間

令和7年6月13日 午前8時30分から

令和7年6月26日 午前11時まで

(2) 申請方法

電子入札システムにより申請すること。

(<https://www.chiba-ep-bis.supercals.jp/portalPublic/>)

(3) 提出書類

電子入札システムにより、下記の書類を1つのPDFファイルにまとめて提出すること。但し、パソコン等の不具合により電子入札システムより書類を提出できない場合のみ、直接、松戸市財務部契約課（松戸市役所新館9階）窓口へ提出すること。

なお、市指定用紙とあるものについては、松戸市ホームページからダウンロードすること。

※ 電子入札システムによる提出の場合、下記ア・イ・ウの書類の押印については、電子証明書が実印と同等の機能を有するので不要とする。

ア 松戸市制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書（市指定用紙）

※ 特例監理技術者等の配置に係る取扱基準に基づき、特例監理技術者を配置する場合は、特例監理技術者の兼任届（様式1号）を提出すること。

※ 建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）第3項第1号または同法第26条の5（営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例）に該当する場合には、当該内容を証明する書類を提出すること。

イ 連合等不正行為に伴う誓約書（市指定用紙）

ウ 特定関係調書（市指定用紙）

※ 令和7年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

エ 配置予定技術者の資格証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を示す書類（※）

（※）原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。

健康保険被保険者証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書、雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書、登記事項証明書の役員名簿欄、監理技術者資格者証

※ 特例監理技術者等の配置に係る取扱基準に基づき、特例監理技術者を配置する場合は、特例監理技術者及び監理技術者補佐と、もう一方の工事の監理技術者補佐のものを提出すること。

オ 施工実績を証する書類の写し（契約書の該当部分、工事内容の記載部分）

カ その他入札参加資格要件で必要と認める書類

キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

ク 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、参加申し込み締め切り日時点において納期到来分が未納となっていない事実がわかる以下の納税証明書の写しを提出すること。

- ・法人市民税（法人の場合）：直近1事業年度分
- ・市県民税（個人事業主の場合）：直近1年度（令和6年度）分
- ・固定資産税（課税されている場合のみ）：直近1年度（令和7年度）分

※ ただし、当該年度分を完納していることが確認できる納税証明書の場合には、発行日を問わない。

※ 松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

10 競争参加資格確認通知

電子入札システムにより令和7年7月15日に通知する。ただし、当該競争参加資格確認通知は、入札参加資格があると仮定して送付するものであり、正式な入札参加資格の確認は、開札終了後に落札候補者を指名して行う。

11 契約条項等を示す場所

(1) 契約書案及び設計図書等を示す場所

松戸市ホームページ

(2) 設計図書等を示す期間

令和7年6月13日午前8時30分から入札参加申請期限日の午前11時まで

(3) 設計図書等の入手方法

松戸市ホームページからダウンロードすること。

(4) 設計図書等に関する質疑方法

設計図書等に関し質疑のある場合は、下記により質問書（市指定用紙）を提出すること。

ア 質疑提出期間

令和7年6月13日 午前8時30分から

令和7年6月26日 午前11時まで

イ 質疑提出先メールアドレス

松戸市 財務部 契約課

mcshitsugi@city.matsudo.chiba.jp

ウ 質疑回答日

令和7年7月16日までに松戸市ホームページ内の「質疑回答」ページで回答を掲載する。

（質疑がない場合は掲載しない。）

12 入札方法

入札書に記載する金額は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額とする。

- | | | |
|--------|-----------|-----------|
| (1) 期間 | 令和7年7月23日 | 午前8時30分から |
| | 令和7年7月28日 | 午後3時まで |

- (2) 方法 電子入札システムによる
- (3) 添付書類 工事費内訳書（第2号様式）

設計図書の本工事費内訳書もしくは設計書に表示された項目（本工事内訳書P-1からP-2まで）と同一の内容で「レベル2」又は「科目別内訳」までを記載すること。

13 工事費内訳書の提出

- (1) 本工事の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記載した工事費内訳書を提出しなければならない。また、再度入札を行う場合も、再度入札の金額に応じた工事費内訳書を添付すること。
- (2) 工事費内訳書は、電子入札システムにより提出することとし、ファイル容量は3.0MB以内に収めるものとする。
- (3) 工事費内訳書は、「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」によるものとする。
- (4) 松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領第5条の規定により入札が無効となる場合があるので留意すること。

※ 工事費内訳書の提出について不明な点がある場合は、質疑提出期間内に松戸市財務部契約課まで問い合わせること。

14 開札日時場所 令和7年7月29日 13時30分 松戸市役所 新館9階 入札室

15 開札立会人

全ての電子入札について、開札立会人の選定はしません。開札は入札参加該当業者を対象に公開で行うものとし、なお、開札に重大な支障を及ぼす恐れがある場合、その他公開しないことが必要であると認められた場合には非公開で行うこともあります。

16 電子入札システムの障害等について

- (1) 電子入札システムの障害等により、電子入札の執行ができない場合は、入札の延期又は紙入札への移行をすることがあります。
- (2) 入札参加者のシステム障害等により、電子入札システムを使用できない場合において、入札期間内に松戸市の承諾を得た場合には、紙入札をすることができる。

17 入札保証金について

入札に参加しようとする者は、松戸市財務規則（昭和57年松戸市規則第9号）第129条の規定に基づき、入札保証金を納めなければならない。ただし、公告日前日から過去10年以内において同種の公共工事を元請として施工した実績を有する場合は入札保証金を免除とする。この場合、実績を確認できる書類を申込書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

18 契約保証金について

契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の10以上（低入札価格調査を受けた者と契約を締結するときは、契約金額（税込み）の100分の30以上）の額の契約保証金を納めなければならない。ただし、松戸市財務規則第143条第3項各号の規定により契約保証金を免除することができる。

19 入札の中止

- (1) 入札の執行は、市の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市は、その賠償の責を負わないものとする。

20 入札の無効

松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、内訳書の提出がない等「松戸市発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」別表に該当する入札
- (5) 電子入札の場合にあっては、電子証明書を不正に使用した入札
- (6) 予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を超える入札
- (7) ファクシミリ、郵便、電報及び電話による入札
- (8) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (9) 明らかに連合であると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

21 落札者の決定

- (1) 本工事の入札は事後審査方式のため、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、資格審査の結果、入札参加資格があると認められた者である場合に落札者とする。ただし、失格基準価格以上でかつ調査基準価格を下回る価格で入札した者は低入札価格調査によるものとする。
- (2) 2人以上の者が、落札価格とすべき同一価格の入札をした場合においては、電子くじにより落札候補者を決定する。
- (3) 落札候補者に関する通知は、開札日に電子入札システムにより「保留通知書」を送付して行う。
- (4) 落札候補者の入札参加資格に関する審査は、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出された書類に基づいて行う。ただし、入札参加申請時に電子入札システムを使用して提出できなかった書類がある場合、又は記載内容に変更がある場合は、落札候補者は開札日の翌日（休祝日を除く。）の午後5時までに当該書類を契約課まで再提出することができる。

22 入札参加資格がない場合について

- (1) 資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた者は、当該契約の事業を担当する課へその詳細な理由を求めることができる。その説明を求める場合は、資格審査結果通知を受けた日の翌日から3日以内に、その内容を書面により提出することができる。
- (2) 再苦情の申し立てをする場合においては、「松戸市入札及び契約の過程並びに指名停止の措置に係る苦情処理手続要領」により苦情を申し立てすることができる。

23 低入札価格調査について

- (1) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき調査基準価格を設定し、調査基準価格を下回った入札に対しては、低入札価格調査を実施する。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日、落札の決定があれば速やかに全入札参加者に通知する。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、第1順位者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。なお、第1順位者でなくとも事情聴取を実施する場合があります、事情聴取に協力しない者のした入札は無効とする。
- (5) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、開札をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に調査資料を提出しなければならない。なお、第1順位者でなくとも提出しなければならず、期日までに提出しない者のした入札は無効とする。
- (6) 松戸市低入札価格調査実施要綱に基づき、失格基準価格を設定し、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者は、失格とする。
- (7) 調査基準価格及び失格基準価格を算出する際に、スクラップ控除については減額するものとする。
- (8) 落札者の決定後、低入札価格調査時に提出された低入札価格調査報告書等及び低入札価格調査の内容と重点的な監督の結果内容について乖離がないか調査する。

24 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。）をもって落札金額とします。

25 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

26 建設業者の社会保険等未加入対策について

落札者は、本工事の施工において、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）の未加入建設業者との一次下請契約を締結することは、原則認めないものとする。

詳細については下記を参照すること。

(http://www.city.matsudo.chiba.jp/jigyosya/nyuusatu_keiyaku/index.html)

27 その他

- (1) 請負代金の支払いは、工事目的物の引渡し後、支払うものとする。
- (2) 前払金は、申し出により契約金額の10分の4以内で支払う。ただし、請負金額が500万円以上の場合に限る。
- (3) 前払金を受け、下記要件を満たす場合は中間前払金を請求することが出来る。中間前払金の金額は、契約金額の10分の2に相当する額の範囲内とし、前払金と中間前払金の合計額は、契約金額の10分の6を超えることができない。
 - ア 工期が2分の1を経過していること。
 - イ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている作業が行われていること。
 - ウ 既に行われた当該建設工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

エ 部分払により経費の支払いを受けていないこと。

- (4) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前金払は、請負代金額の10分の2以内とし、また、前金払と中間前金払の合計額は、請負代金額の10分の4以内とすること。

28 入札に係る問い合わせ先

松戸市 財務部 契約課

電話 047-366-1151